

7 第1号被保険者保険料の段階設定

第8期の第1号介護保険料については、第7期計画と同様に、所得段階を9段階に分類して設定しています。

第8期計画における第1号被保険者基準月額保険料

保険料基準額(年額)	66,000円
保険料基準額(月額)	5,500円

所得段階別保険料

所得段階	所得等の条件	割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または、本人の年金収入等の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.30	19,800円
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.50	33,000円
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入等が120万円超の人	基準額 × 0.70	46,200円
第4段階	●本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の年金収入等が80万円以下の人	基準額 × 0.90	59,400円
第5段階	●本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の年金収入等が80万円超の人	基準額 × 1.00	66,000円
第6段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	79,200円
第7段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	85,800円
第8段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	99,000円
第9段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人	基準額 × 1.70	112,200円

発行者 山元町 保健福祉課 保険給付班
住 所 〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山 32 番地
T E L (0223) 37-1113 F A X (0223) 37-4144
U R L <https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/>

概要版

高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度 ▶▶▶ 令和5年度



令和3年3月

宮城県 山元町